

志木市立宗岡第四小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日策定

平成29年4月10日改定

平成30年9月 3日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「子供が、一定の人間関係のある他の子供から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、組織を活用し様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各関係諸機関・団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

- ① 学級経営において、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりを目指し、ソーシャルスキル・トレーニング等を活用し、学校全体で取り組む。
- ②教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情と自己肯定感を育むことができるように努める。
- ③ 道徳の時間には人権や命の大切さについての指導を行う。
- ④ 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめゼロ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

② 感謝の気持ちを伝え合う活動

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、学級や学年、全校で感謝を伝え合う活動を行う。

(6年生ありがとうの日、学級活動のありがとうカードなど)

③ 道徳授業の充実

週1回の道徳授業を充実させるとともに年1回以上授業を公開する。自己肯定感を育てる視点で、道徳ノート等を活用し豊かな心の育成と家庭・地域の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と自己肯定感を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ たてわり活動での異学年交流の充実（遊び・給食・清掃等）
- ・ 児童の自発的な活動を支えるクラブ活動・児童会活動（委員会活動等）の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自分の考えを伝え、聞き合える学習の工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 命の大切さや人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と協働する楽しさやうれしさを実感できる豊かな心の育成、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動を推進し、道徳性の育成を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、組織を活用し様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導部会、いじめ防止対策推進委員会等の場において気付いたことを共有し、より複数の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、管理職・教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を学期2回程度行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 研修会等の実施など、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上に取り組む。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を勧める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、学年主任、SC、SSWによるいじめ防止対策推進委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主任、PTA、朝霞警察署、青少年育成推進員、教育サポートセンター所長等

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。